

3つのステップで考える相続・贈与対策で、今回は、生前贈与による相続税の軽減対策について解説します。

## 1. 暦年贈与

その年の1月1日から12月31日までの1年間に贈与によりもらった財産の価額を合計額から、基礎控除額110万円を差し引きし、その残りの金額に税率を乗じて税額を計算する方法です。

相続税の軽減効果も期待できる暦年贈与による贈与税の負担割合（贈与税の納付税額÷取得財産価額）は、平成30年分においては約17.2%で、相続税の最低税率である10%を上回る程度の贈与税負担で贈与が実行されているものと推定されます。また、将来相続税が課税される可能性が高い者が、相続時に過去の贈与財産をすべて相続財産に加算して計算を行う相続時精算課税ではなく、節税対策として効果のある暦年贈与を実行しようとするケースが増加しているものと考えられます。

贈与財産課税価格階級別（平成30年分）を検証すると、暦年贈与（課税状況）の申告件数374,201件のうち、贈与財産の額が400万円以下の割合が77.6%、1,000万円以下の割合は95.9%で、暦年贈与は、1,000万円以下の贈与でほとんど占められています。

一方、1億円を超える暦年贈与の件数は368件もあります。贈与税には、相続税額の2割加算のような規定はありませんので、超大口資産家は、積極的に世代飛ばしの贈与を実行しているように思われます。

なお、暦年課税分で、申告状況と課税状況で見ると、取得財産価額が150万円以下の部分で申告状況と課税状況の差は86,459件となっています。これは、取得財産価額が110万円以下の贈与か非課税贈与で贈与税の申告が要件とされている申告件数と推測されます。

## 2. 相続時精算課税贈与

原則として60歳以上の父母又は祖父母から、20歳以上の子又は孫に対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度です。この制度を選択する場合には、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日の間に一定の書類を添付した贈与税の申告書を提出する必要があります。

なお、この制度を選択すると、その選択に係る贈与者から贈与を受ける財産については、その選択をした年分以降全てこの制度が適用され、「暦年課税」へ変更することはできません。

また、この制度の贈与者である父母又は祖父母が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額にこの制度を適用した贈与財産の価額（贈与時の時価）を加算して相続税額を計算します。

## 3. 贈与税の納税猶予（農地、自社株）

### (1) 農地等についての贈与税の納税猶予

農業を営んでいる人が、農業の用に供している農地の全部並びに採草放牧地及び準農地の一定部分をその農業を引き継ぐ推定相続人の1人に贈与した場合には、その贈与を受けた人（受贈者といいます。）に課税される贈与税については、その贈与を受けた農地等について受贈者が農業を営んでいる限り、その納税が猶予されます（猶予される贈与税額を「農地等納税猶予税額」といいます。）。

この農地等納税猶予税額は、受贈者又は贈与者のいずれかが死亡した場合には、その納税が免除されます。ただし、贈与者の死亡により農地等納税猶予税額の納税が免除された場合には、特例の適用を受けて納税猶予の対象になっていた農地等（特例農地等といいます。）は、贈与者から相続したものとみなされて相続税の課税対象となります。

### (2) 非上場株式等についての贈与税の納税猶予

#### ① 特例措置

贈与税の申告において、会社の後継者が贈与を受けた一定の非上場株式等に対応する贈与税額を一定の要件の下に非上場株式等の贈与者が死亡する日等まで納税を猶予する制度です。この制度の適用を受けた非上場株式等は、原則として贈与者の死亡の際、受贈者が贈与者から相続や遺贈によって取得したものとみなされ、相続税の課税の対象とされ、その時に納税が猶予されていた贈与税額は免除されます。

#### ② 一般措置

贈与税の申告において、会社の後継者が贈与を受けた一定の非上場株式等（一定の部分に限ります。）に対応する贈与税額を一定の要件の下に非上場株式等の贈与者が死亡する日等まで納税を猶予する制度です。この制度の適用を受けた非上場株式等は、原則として贈与者の死亡の際、受贈者が贈与者から相続や遺贈によって取得したものとみなされ、相続税の課税の対象とされ、その時に納税が猶予されていた贈与税額は免除されます。

（文責：山本和義）